

後期高齢者医療制度のお知らせ

～窓口負担割合の見直しについて～

【見直しの背景】

令和4年度以後、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

負担割合の見直しは現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

【窓口負担割合が2割に変更となる方は、以下の項目すべて該当する方です】

- 住民税課税世帯で3割負担(現役並み所得者)ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上となる被保険者がいる
- 年金収入+その他の合計所得金額が、
 - ・被保険者1人の世帯の場合、200万円以上
 - ・被保険者2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

※現時点では、令和3年度の所得が確定していないため、窓口負担割合が2割になる方を判定できませんので、ご了承ください。

【負担を抑える配慮措置があります】

10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について、1ヵ月の外来にかかる医療の負担増加額を3,000円までに抑えます(1ヵ月当たりの入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座を登録されていない方には、10月頃に申請書を郵送しますので、事前に口座を登録してください。

【詐欺に注意してください】

厚生労働省や地方自治体が電話や訪問により口座情報登録のお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話や訪問があったときは、最寄りの警察署(＃9110)または消費生活センター(188)にご連絡ください。

※見直しの詳細や新しい情報については、町HPまたは右のQRを確認ください。

【問い合わせ先】

- ・住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112
- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719

※厚生労働省コールセンターについては令和4年3月までの開設で4月以降の開設は未定です。



【問い合わせ先】

保健福祉課包括支援係

(シルバープラザ内)

☎0137-65-5001



シルバープラザでは、高齢者が地域で利用できる、宅配・訪問理美容・便利屋などの民間サービスや、介護保険サービス事業所、生きがいづくり等の活動をしている事業・団体をまとめた冊子を作成しました。

ご希望の方は左記QRコードを読み取るか、HPからダウンロード、またはシルバープラザ、落部支所で配布します。

なお、来所が難しい方はご自宅までお届けしますので、左記まで問い合わせください。

八雲地域高齢者お役立ち情報誌を作成しました

